

キノコの食中毒に注意しましょう！



野山の散策が楽しいこの季節。でも、毒性の強いキノコや有毒植物には、誤って食べると死んでしまうものもあります。種類がわからないキノコや植物は「採らない」「食べない」「人にあげない」が原則です。

- 食用と分かるキノコ以外は絶対に採って食べない
- キノコは時期・環境などにより色や形が異なります。図鑑を見て素人判断するのはやめましょう
- 「茎が縦に裂ける」「色が地味な」キノコにも毒キノコはあります。不確かな情報・迷信は信じない
- 「キノコ食中毒かな」と思ったら、残ったキノコを持って医療機関で受診してください

今年、クサウラベニタケなどによる食中毒が発生しました

食中毒を起こす毒キノコ(おもなもの)

名称	食中毒の症状	間違えやすい食用キノコ
ツキヨタケ	食後30分～1時間で嘔吐、下痢、腹痛など	シイタケ ムキタケ
クサウラベニタケ	食後30分～2時間で嘔吐、下痢、腹痛など	ウラベニイシメジ ハタケシメジ
カキシメジ	食後30分～3時間で頭痛を伴い、嘔吐、下痢、腹痛など	チャナメツムタケ
ドクササコ	食後6時間から1週間で手足の先端が赤く腫れ、激痛を伴う	ナラタケ カヤタケ ホテイシメジ

問い合わせ 衛生検査課 ☎(883)1181

健康 はつらつ情報

ザ・ブーンけんこうまようしつの健康教室

申し込みはクアドーム ザ・ブーンへどうぞ。☎(827)2301

プール健康増進教室 11月1日(火)・2日(水)・4日(金)・22日(火)・25日(金)・29日(火)・30日(水)に開講します。アクアピクス、水中歩行、水泳など(曜日によってメニューが違います)。全日程受講可能なフリーコースが3,000円、1日体験コースが550円(いずれも入館料別)

バス送迎付健康増進教室 水中歩行(22日(火)はアクアピクス)と水泳。11月4日(金)・22日(火)・25日(金)、午前9時45分秋田駅発、午後3時秋田駅着(発着は東口5番線)。受講料各1,050円(入館料込み)。申し込みは10月24日(月)午前9時から

スポーツ振興課しんこうかまようしつの教室

保険料1回30円。先着各30人。申し込みは10月24日(月)午前9時からスポーツ振興課へ。☎(866)2247

ヨガ教室 11月7日(月)午後2時30分～4時30分、市立体育館で

3B体操教室 11月9日(水)・16日(水)、午前10時～正午、11月30日(水)午後2時～4時、市立体育館で

あきた元氣アップウォーキングげんきまようしつ教室

11月10日(木)・24日(木)、12月22日(木)、1月12日(木)・26日(木)、2月9日(木)、午前9時30分～11時30分、市立体育館で。無料(希望者は保険料1回30円)。定員70人。

●申し込み 秋田県スポーツ科学センター☎(864)6225

はずむスポーツ都市 市民スボ祭しみんさい・ハンドボール

小・中学生はスクール(参加費1人

300円)、高校生以上は競技(参加費1チーム2,000円)です。お気軽にご参加ください。11月12日(土)・13日(日)、午前9時～、秋田大学体育館アリーナで。申し込みは、11月7日(月)まで秋田市ハンドボール協会の佐藤さんへ。☎(889)2577 ※スポーツ祭に関する問い合わせは秋田市体育協会へ。☎(896)5331

在宅介護者のつどいざいたくかいごしや

寝たきりや認知症のかたなどを家庭で介護しているかたが対象。10月24日(月)午後1時30分～3時、市保健センター(八橋)で。無料。直接会場へ。詳しくは在宅介護者のつどいの廣田さんへ。☎(863)0935

市保健所の歯科相談しほけんじよしかそうだん

歯周病、むし歯などの相談に歯科衛生士が応じます。10月31日(月)午前9時30分～正午、市保健センター(八橋)で。無料。要予約。申し込みは、保健予防課へ。☎(883)1178

肝臓病かんそうびょうについて知ろう

市立病院の肝臓教室 肝機能検査について臨床検査技師が、肝がんの外科的治療について医師が話します。無料。直接会場へ。日時/11月1日(火)午後1時30分～2時40分 会場/市立病院2階講堂 問い合わせ/市立病院医事課☎(823)4171

医療講演と相談会 「C型肝炎の最新治療」と題し、市立秋田総合病院の小松真史院長が話します。11月6日(日)午後1時30分～4時、県社会福祉会館(旭北)で。無料。直接会場へ。講演後の医療相談へ質問があるかたは10月30日(日)まで秋田県肝臓友の会の藤井さんへ。☎(835)2935

レントゲン祭まつり

放射線検査・治療のパネル展示や超音波による骨密度測定、薬剤師・看

護師による講演など。11月5日(土)午前10時～午後4時、アルヴェ1階きらめき広場で。入場無料。

●問い合わせ 市立病院放射線科の沼田さん☎(823)4171(内線2700)

心の健康サポーター養成講座こころけんこうようせいこうざ

不登校・引きこもりを通して自分を取り戻した若者の体験発表やシンポジウムなど。11月6日(日)午後1時～4時30分、県児童会館で。参加無料。直接会場へどうぞ。詳しくは精神保健福祉ボランティア・ウイングの柳原さんへ。☎(839)7188

女性初心者じよせいしよしんしやの麻雀教室まーじゃんきょうしつ

認知症予防のためにマージャンを学ぼう。始めの1か月は教本を見ながら観戦(無料)。毎週火曜日の午前10時～午後2時。会場は麻雀ひまわり(大町三丁目2-37。禁酒・禁煙)。参加費1日1,200円。詳しくは同教室の森山さんへ。☎(883)0606

家族がかぞく変われば本人もほんにん変わる

体験学習ファシリテーター・江上厚さんのワークショップや、うつ病のDVD上映など。10月23日(日)午前9時40分～正午、11月13日(日)午後1時～5時、遊学舎(上北手)で。参加費1家族各1,000円。定員各22人。直接会場へ。詳しくは佐藤工房の佐藤さんへ。☎(875)3331

健康日本21全国大会

10月27日(木)午前10時～午後3時、秋田県民会館で。ジャーナリスト・鳥越俊太郎さんによるがんをテーマにした講演(13:20～)のほか、なまはげ郷神楽(10:00～)や健康に関するシンポジウム(10:50～)など。入場無料。直接会場へ。詳しくは、県健康推進課へ。☎(860)1422

※スペースの都合などにより「健康はつらつ情報」に掲載依頼があったものすべてに掲載できない場合があります。ご了承ください。

中学3年生までの
お子さんを養育しているかた

子ども手当



10月から支給額などが改正されました

受給者全員が 改めて申請が必要です

国の制度改正により、子ども手当の支給月額や支給要件などが10月から変わりました。これに伴い、これまで子ども手当を受給していたかたも改めて申請が必要になります。忘れずに手続きしてください。

受給資格

- 中学3年生(15歳になった最初の年度末)までのお子さんを養育している、主たる生計維持者
- * 所得制限はありません。
 - * 受給資格者が単身赴任などで秋田市外にお住まいの場合は、お子さんが秋田市にお住まいでも、受給資格者の住所地の市区町村役場に申請してください。
 - * 公務員のかた(独立行政法人の職員は含みません)は職場で手続きしてください。

支給要件 など

- ▶ お子さんが日本国内に住んでいること…お子さんが海外にお住まいの場合は手当を受給できません。ただし、お子さんが父母などと同居せずに留学しているかたは、受給できる場合があります。
- ▶ お子さんが児童養護施設などに入所している場合はその施設の設置者などに支給します。ただし、保護者の病気などで2か月以内の期間を定めて入所する場合は受給資格者へ支給します。
- ▶ 離婚協議中である父母が別居している場合は、子どもと同居しているかたに支給します(申請の際に提出していただく書類がありますので、詳しくは子ども総務課へお問い合わせください)。

支給月額

- 0歳～3歳未満(一律)▶ 15,000円
- 3歳～小学校修了前(第1子・2子)▶ 10,000円
- 3歳～小学校修了前(第3子以降)▶ 15,000円
- 中学生(一律)▶ 10,000円

* 支給月は平成24年2月(平成24年1月分まで)と6月(2月・3月分)です。18歳になってから最初の3月31日が過ぎたお子さんは出生の順位に含めません。
* 上記の金額は10月分から来年3月分までです。4月分以降の額は未定です。



申請

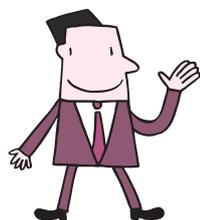
- 今年9月30日現在で秋田市から子ども手当を受給していたかた…11月上旬までに申請書と案内を郵送します。指定する期日までに手続きしてください。なお、10月1日時点で受給資格があるかたは、来年3月31日までに申請すると今年10月分から受給することができます。
- 出産や転入などで新たに受給資格・要件に該当したかた…出産の場合は出生日の翌日から15日以内に、転入の場合は前住所における転出予定日の翌日から15日以内に、下記の申請窓口提出申请してください。支給対象月は申請月の翌月分からです。なお、秋田市から転出するかたは転出予定日が属する月分までが支給対象月です(秋田市と転出先の両方で申請が必要です)。
- * 出産や転入などで新たに受給資格・要件に該当したかたは、さかのぼって手当を受給することができませんので、忘れずに申請してください。

申請に必要なもの…①印鑑 ②申請者名義の金融機関の口座番号 ③申請者が厚生年金などに加入している場合は健康保険者証のコピー ④単身赴任などでお子さんと別居している場合は申立書など

申請窓口…子ども総務課(市役所3階)、市民課(市役所1階)、北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター、岩見三内・大正寺連絡所…受付時間：午前8時30分～午後5時15分
アルヴェ駅東サービスセンター…受付時間：午前9時～午後5時15分

問い合わせ

子ども総務課☎(866)2072



放課後児童クラブを開設するときは「開始届」を

放課後児童クラブ(学童保育クラブ)を新規に開設する場合は、社会福祉法などの規定により、事業開始の日から1か月以内に「開始届」を市へ提出する必要があります。既に開設して開始届を提出していないクラブ、または将来、クラブの開設を予定しているかたは子ども育成課へご連絡ください。子ども育成課☎(826)9048